

補聴器購入費の 半額（上限5万円）を

助成します。



身体障害者手帳(聴覚障害)の対象とならない軽度・中等度難聴者のコミュニケーション能力の向上、社会参加の促進を図るため、補聴器購入費の一部助成を行います

対象者

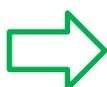
(次の全てに該当する方)

- ① 村内に住所を有する18歳以上の方
- ② 村税の滞納がない方
- ③ 身体障害者手帳の交付対象とならない方であって、次のいずれかに該当する方
 - ア、両耳の聴力レベルが30デシベル以上で、医師より治療による回復が見込めないと判断された方
 - イ、医師が補聴器を装用する必要があると判断された方
- ④ 過去5年以内に本事業の助成を受けてない方

助成の流れ

受診の前に

役場窓口または
ホームページで
書類を準備して
ください



耳鼻咽喉科を受診し
医学的判定意見書
の作成を依頼します



医学的判定意見書
をもとに補聴器を
購入します



役場健康福祉課に
『申請書』
『医学的判定意見書』
『領収書』
を提出します



1ヶ月ほどで
助成金が指定口座
に振り込まれます



詳しくは裏面をご覧ください





申請方法

①必要書類を 用意

- 必要書類をホームページからダウンロードするか役場（健康福祉課）窓口で受け取ります。

②病院受診

- 病院(耳鼻咽喉科)を受診し、申請の対象となるか相談します。
 - 対象となるときは、『**医学的判定意見書**』の作成を医師に依頼します。
- ※身体障害者手帳の診断書の作成が出来る指定医師に限ります。
※意見書の作成や受診にかかる経費は、自己負担です。



③補聴器の 購入

- 耳鼻咽喉科(補聴器相談医)の医学的判定意見書に基づき、補聴器販売店(認定補聴技能者のいる販売店・施設)で調整を受けてから、補聴器を購入します。
- 薬事法に基づく管理医療機器である補聴器に限ります。
- 申請者名義の領収書を必ずもらってきてください。
(メーカー、機種、型番、購入日が明記されたもの)

④役場へ 申請する

- 『申請書』 『医学的判定意見書』 『領収書』を役場窓口（健康福祉課）へ提出します。

⑤助成金の 振込

- 申請者本人名義の指定口座に助成金が振り込まれます。

申請先・お問い合わせ先

東成瀬村役場 健康福祉課

☎ 0182-47-2113

☎ 0182-47-3410

